

（プログラムの目標）

県民一人ひとり、事業者などすべての主体が地球温暖化を重要な環境問題として認識し、それぞれが温室効果ガスの排出削減に取り組むことをめざします。また、大規模事業者の排出抑制に加えて、中小事業者への省エネ指導等を強化するとともに、新エネルギーの普及を進めるなど、総合的な地球温暖化対策に取り組めます。

（プログラムのねらい）

地球温暖化防止に向けて、県民一人ひとり、事業者、各種団体、行政等、多様な主体が温室効果ガスの一層の排出抑制のための取組を推進します。

特に、排出量の伸びの大きい商業・サービス・事務所等の業務部門や家庭部門等については、県民の排出削減の取組が進められるとともに、産業部門では、大規模事業者だけでなく、中小事業者による排出削減のための取組を進めます。

また、太陽光発電などの新エネルギーの普及など、各分野における総合的な地球温暖化対策を進めます。

（プログラムの背景）

2005年（平成17年）2月に京都議定書が発効し、日本は2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の間に温室効果ガス排出量を基準年度（1990（平成2））比で6%削減しなければなりません。全国の温室効果ガス排出の現状は2004年度（平成16年度）で基準年度比7.4%増であり、三重県でも同様の状況（2003年度（平成15年度）で基準年度比8.2%増）にあります。今後、経済や社会等が現状の水準で経過し、特段の温室効果ガス対策を講じないで推移すると仮定すると、2010年度（平成22年度）の県内の温室効果ガス排出量は基準年度に比べ大幅に増加する見込みであり、これまで以上に新たな取組を進めることが求められています。

（プログラムの構成）

取組方向1：産業・業務系部門における温室効果ガスの排出抑制に向けて

（県の取組）

- （1）条例に基づき「地球温暖化対策計画書」の策定・提出を義務付けている大規模事業所等の訪問調査を実施し、計画の進捗状況の確認、温暖化対策に関する情報提供・意見交換等を行い、温室効果ガスの排出を抑制します。

- (2) 中小事業者の効果的な省エネ対策を進めるため、省エネなどの取組を宣言する事業者を募集するとともに省エネ診断を実施します。
- (3) 三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-E M S : ミームス)を普及し、中小事業者の自主的な省エネを推進することで、二酸化炭素の削減を促進します。

(県が他の主体に参画を期待する取組)

事業者は、自らの事業活動から排出する温室効果ガスの排出削減対策に取り組めます。

市町は、自らの事務事業活動における温室効果ガスの排出削減対策に取り組めます。

事業者等は、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-E M S : ミームス)の導入に取り組めます。

取組方向2：家庭部門における温室効果ガスの排出抑制に向けて

(県の取組)

- (1) 地球温暖化対策地域協議会等の各種団体から地球温暖化対策を推進するための普及啓発事業について、多様なアイデアを募集し、効果的であると認めた事業に対して支援します。

- (2) 地球温暖化防止活動推進センターの機能を強化するとともに、地球温暖化防止活動推進員を活用して地域での普及啓発活動を進めます。

(県が他の主体に参画を期待する取組)

県民一人ひとりは、日常生活における省エネ・省資源に配慮した行動に取り組めます。

地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化防止活動の核として、普及啓発活動を実施します。

地球温暖化対策地域協議会など地球温暖化防止活動に取り組む各種団体は、多様なアイデアのもとに地球温暖化に関する効果的な普及啓発事業に取り組めます。

市町は、地域住民への地球温暖化対策の普及啓発に取り組めます。

取組方向3：新エネルギーの導入促進に向けて

(県の取組)

- (1) 新エネルギービジョンに基づき、県民等への情報提供、住民自らの取組への支援、普及と一体となった導入支援などの普及啓発活動を行ないます。

- (2) 市町と協力して普及啓発に取り組むため、市町に新エネルギービジョンの策定を働きかけます。

(県が他の主体に参画を期待する取組)

県民一人ひとりは、新エネルギーの導入、新エネルギーを利用した地域づくりや環境活動などに取り組めます。

事業者は、事業活動を通じた新エネルギー利用や新エネルギービジネス等に取り組めます。

- NPO等各種団体は、「市民共同発電所」のような市民活動による新エネルギーの導入に取り組みます。
- 市町は、市町新エネルギービジョンの策定、市町施設への新エネルギーの率先導入、地域住民等への新エネルギー普及啓発活動等に取り組みます。

取組方向4：三重県型モビリティ・マネジメント（※注1）の構築に向けて

（県の取組）

- （1）公共交通を維持・確保する観点から、地域特性を生かし真に地域ニーズを反映した確保策を検討します。
- （2）過度に自動車交通に依存したライフスタイルから脱却するため、自動車交通から公共交通への転換を推進します。

（県が他の主体に参画を期待する取組）

- 交通事業者、民間企業、NPO、ボランティア、住民、市町、国等が公共交通の維持確保・転換のための検討組織（委員会）に参画し、公共交通機関の利用、転換に取り組みます。

（※注1）：モビリティ・マネジメント：公共交通の利用促進のために、利用者に対し、公共交通の利用が環境、安全、各個人の健康等に好影響をもたらすことや、公共交通の便利な利用方法等を効果的に情報提供することにより、交通行動をマイカーから公共交通利用へ自発的な転換を期待するコミュニケーション施策の総称

平成19年度 みえの舞台づくりプログラム要求事業一覧

（単位：千円）

事業担当部名	事業名	施策番号 (資料の頁)	施策名	平成19年度 事業費
政策部	家庭用新エネルギー普及 支援事業費	443 (p. 92)	エネルギー対策の 推進	48,228
政策部	小規模新エネルギー普及 支援事業費	443 (p. 92)	エネルギー対策の 推進	9,691
政策部	新エネルギー普及啓発事 業費	443 (p. 92)	エネルギー対策の 推進	2,495
政策部	三重県型モビリティ・マネ ジメント構築事業費	552 (p. 123)	交通網の整備	12,879
環境森林部	省CO2に配慮した事業活 動促進事業費	412 (p. 76)	大気環境の保全	11,737
環境森林部	エコライフ普及啓発推進 事業費	412 (p. 76)	大気環境の保全	17,250
環境森林部	小規模事業所向けEMS 導入事業費	431 (p. 86)	環境経営・環境行動 の促進	13,150
（事業計）				115,430

